

むつ市からのお知らせ

～ 被災した皆様へ ～

このたびの災害で被災された皆様に、謹んでお見舞い申し上げます。
令和7年12月の地震・津波により被災された方々に生活復旧支援のための情報をお知らせします。

1. り災証明書等の交付申請について

税の減免の申請、各種支援を受ける場合などに、り災証明書等が必要となります。

項目	内 容	問い合わせ先	必要なもの
□ 「り災証明書」の交付申請	災害による住家(居住のため使っている建物)の被害について、その事実を市が確認できる場合に、住家の被害程度について証明するものです。住家については、この判定により各種支援の内容が変わってきます。	防災安全課 (0175-22-1111) (内線 2133~2137) 川内庁舎管理課 (0175-42-2111) 大畠庁舎管理課 (0175-34-2111) 脇野沢庁舎総合課 (0175-44-2111)	○本人確認のできる書類 ※世帯主等以外の方が取得する場合は委任状が必要になります

2. 住まいについて

項目	内 容	問い合わせ先	必要なもの
□ 災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」	り災証明書をもとに、住家が半壊、またはこれに相当する程度の損傷を受けた場合に、住家の被害拡大を防止するための修理の補助制度があります。 条件等がありますのでご相談ください。	防災安全課 (0175-22-1111) (内線 2133~2137) 川内庁舎市民生活課 (0175-42-2111) 大畠庁舎市民生活課 (0175-34-2111)	○り災証明書 (コピー可) ○修理前の被害状況写真 ○その他申込書類等 ※「住宅の応急修理制度」は対象箇所の修理前・修理中・修理後の写真が必要になります。
□ 災害救助法に基づく「障害物の除去制度」	り災証明書をもとに、住宅が半壊した場合に、住居またはその周辺(玄関など住宅の出入り口)に運ばれた土石・竹木等	脇野沢庁舎総合課 (0175-44-2111)	○り災証明書 (コピー可) ○施工前の被害状況写真

		<p>の除去の補助制度があります。</p> <p>条件等がありますのでご相談ください。</p>		<p>○その他申込書類等</p> <p>※「障害物の除去制度」は対象箇所の<u>施工前・施工中・施工後</u>の写真が必要になります。</p>
□	大規模災害時における公営住宅等の一時使用	<p>災害により住宅が被害を受けた世帯で、市営または県営の公営住宅等への入居を希望する場合、応急施設として1年以内の一時的な入居をご案内しています。</p> <p>※正式に入居を希望する場合は、別途入居条件の審査が必要になりますのでご相談ください。</p>	<p>住宅政策課 (0175-22-1111) (内線 2763)</p> <p>川内庁舎市民生活課 (0175-42-2111)</p> <p>大畠庁舎市民生活課 (0175-34-2111)</p> <p>脇野沢庁舎総合課 (0175-44-2111)</p>	<p>○申請書 ○誓約書 ○り災証明書 (コピー可)</p>

3. 災害廃棄物の処分について

項目	内 容	問い合わせ先	必要なもの
□ 災害ごみの処分	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の方 可燃ごみ、不燃ごみはごみ集積場へ出してください。 粗大ごみは右記にお問い合わせください。 ・事業所の方 右記に問い合わせください。 	<p>環境政策課 (0175-22-1111) (内線 2461~2464)</p> <p>川内庁舎市民生活課 (0175-42-2111)</p> <p>大畠庁舎市民生活課 (0175-34-2111)</p> <p>脇野沢庁舎総合課 (0175-44-2111)</p>	<p>○り災証明書 ※クリーンセンターしもきたに持ち込む場合、り災証明書が必要。</p> <p>※ごみ集積所に出す場合、証明書は不要。</p> <p>※事業所の方は、り災証明書が必要。</p>

4. 災害弔慰金の支給等について

項目	内 容	問い合わせ先	必要なもの
□ 災害障害見舞金の支給	災害による負傷、疾病で精神または身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。	<p>防災安全課 (0175-22-1111) (内線 2133~2137)</p> <p>川内庁舎管理課</p>	<p>○医師の診断書(指定様式)ほか</p>

		<p>詳細につきましてはお問い合わせください。</p> <p>大畠庁舎市民生活課 (0175-34-2111)</p> <p>脇野沢庁舎総合課 (0175-44-2111)</p>	
--	--	--	--

5. 災害援護資金の貸付について

項目	内 容	問い合わせ先	必要なもの
□ 災害援護資金の貸付	<p>災害により負傷または住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸付します。</p> <p>詳細につきましてはお問い合わせください。</p>	<p>防災安全課 (0175-22-1111) (内線 2133~2137)</p> <p>川内庁舎市民生活課 (0175-42-2111)</p> <p>大畠庁舎市民生活課 (0175-34-2111)</p> <p>脇野沢庁舎総合課 (0175-44-2111)</p>	※詳細はお問い合わせください。

6. 生活必需品の給与について

項目	内 容	問い合わせ先	必要なもの
□ 被服・寝具その他生活必需品の給与	<p>災害により住居が全壊半壊等または床上浸水の被害を受けた世帯に、生活必需品を給与します。</p> <p>※申請方法等については、準備が整い次第ご案内します。</p>	<p>総合福祉課 福祉政策担当 (0175-22-1111) (内線 2511~2513)</p> <p>川内庁舎市民生活課 (0175-42-2111)</p> <p>大畠庁舎市民生活課 (0175-34-2111)</p> <p>脇野沢庁舎総合課 (0175-44-2111)</p>	<p>○り災証明書 (コピー可)</p> <p>○申請書</p>

7. 税金等について

災害により被害を受けたとき、被災状況により税金、料金等の減免や手当等の支給制限の解除が適用される場合があります。

(Ⅰ)税金等について

項目	内 容	問い合わせ先	必要なもの
□ 市税の減免	<p>災害により被害を受けたとき、その損害の程度により市税が減免される場合がありますので、ご相談ください。</p>	<p>【固定資産税】 税務課 固定資産税担当 (0175-22-1111) (内線 2222~2226)</p> <p>川内庁舎管理課 (0175-42-2111)</p> <p>大畠庁舎管理課 (0175-34-2111)</p> <p>脇野沢庁舎総合課 (0175-44-2111)</p> <p>【市県民税】 税務課 市民税担当 (0175-22-1111) (内線 2211~2217)</p> <p>川内庁舎管理課 (0175-42-2111)</p> <p>大畠庁舎管理課 (0175-34-2111)</p> <p>脇野沢庁舎総合課 (0175-44-2111)</p>	○り災證明書 (コピー可)
□ 市税の納付	<p>災害により被害等を受けたことで、市税の納付が困難な場合は、ご相談ください。</p>	<p>税務課 収納担当 (0175-22-1111) (内線 2231~2236)</p> <p>川内庁舎管理課 (0175-42-2111)</p> <p>大畠庁舎管理課 (0175-34-2111)</p> <p>脇野沢庁舎総合課 (0175-44-2111)</p>	

(2)国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療について

項目	内 容	問い合わせ先	必要なもの
□ 国民健康保険一部負担金(医療機関の窓口で支払う負担金)の減免	災害により被害等を受けた方は、申請により医療費の一部負担金が免除される場合がありますので、ご相談ください。	国保年金課 (0175-22-1111) (内線 2431~2435) 川内庁舎市民生活課 (0175-42-2111) 大畠庁舎市民生活課 (0175-34-2111) 脇野沢庁舎総合課 (0175-44-2111)	○り災証明書 (コピー可) ※その他、状況により必要となる書類がありますので、別途ご案内します。
□ 国民健康保険税の減免	災害により被害を受けたとき、その損害の程度により国民健康保険税が減免される場合がありますので、ご相談ください。	税務課 市民税担当 (0175-22-1111) (内線 2211~2217) 川内庁舎管理課 (0175-42-2111) 大畠庁舎管理課 (0175-34-2111) 脇野沢庁舎総合課 (0175-44-2111)	○り災証明書 (コピー可)
□ 国民年金保険料の免除	災害により住居または家財などに損害を受け、その損害が最も大きい家財に係る損害が2分の1以上であり、国民年金保険料の納付が困難なときは、保険料が免除される場合がありますので、ご相談ください。	国保年金課 (0175-22-1111) (内線 2441~2445) 川内庁舎市民生活課 (0175-42-2111) 大畠庁舎市民生活課 (0175-34-2111) 脇野沢庁舎総合課 (0175-44-2111)	○り災証明書 (コピー可) ○保険等によって補てんされる金額が確認できる証明書の写し(お持ちの場合)
□ 後期高齢者医療保険一部負担金(医療機関の窓口で支払う負担金)の減免	災害により被害等を受けた方は、申請により医療費の一部負担金が免除される場合がありますので、ご相談ください。	国保年金課 (0175-22-1111) (内線 2441~2445) 川内庁舎市民生活課 (0175-42-2111)	○り災証明書 (コピー可) ※その他、状況により必要となる書類がありますので、別途

			大畠庁舎市民生活課 (0175-34-2111) 脇野沢庁舎総合課 (0175-44-2111)	ご案内します。
□	後期高齢者医療保険料の減免および徴収猶予	災害により被害等を受けた方は、申請により保険料の減免や徴収の猶予を受けられる場合がありますので、ご相談ください。	国保年金課 (0175-22-1111) (内線 2441～2445) 川内庁舎市民生活課 (0175-42-2111) 大畠庁舎市民生活課 (0175-34-2111) 脇野沢庁舎総合課 (0175-44-2111)	○り災証明書 (コピー可) ※その他、状況により必要となる書類がありますので、別途ご案内します。

(3)介護保険料等について

項目	内容	問い合わせ先	必要なもの
□ 介護保険料の減免	災害により被害を受け、介護保険料の納付が困難になったときは、その損害の程度により、保険料が減免される場合がありますので、ご相談ください。	税務課 市民税担当 (0175-22-1111) (内線 2211～2217) 川内庁舎管理課 (0175-42-2111) 大畠庁舎管理課 (0175-34-2111) 脇野沢庁舎総合課 (0175-44-2111)	○り災証明書 (コピー可)
□ 介護保険利用者および介護予防・日常生活支援総合事業利用者負担額の減免	災害により住宅・家財または他の財産が損害を受け、利用者負担額の支払いが困難になったときは、利用者負担額が免除される場合がありますので、ご相談ください。	介護保険課 介護保険担当 (0175-22-1111) (内線 2562～2564) 川内庁舎市民生活課 (0175-42-2111) 大畠庁舎市民生活課 (0175-34-2111)	○り災証明書 (コピー可) ※その他、状況により必要となる書類がありますので、別途ご案内します。

			脇野沢庁舎総合課 (0175-44-2111)	
--	--	--	----------------------------	--

(4)障がい者(児)の利用者負担の減免等について

項目	内 容	問い合わせ先	必要なもの
□ 障害福祉サービス、自立支援医療、補装具費、療養介護医療費の負担軽減	災害により、利用者負担することが困難な場合等には所得の状況に応じ、軽減される場合がありますので、ご相談ください。	総合福祉課 障がい福祉担当 (0175-22-1111) (内線 2592~2597)	○り災証明書 (コピー可)
□ 補装具、日常生活用具の支給等	災害により、補装具や日常生活用具に破損、不足等が生じた場合には耐用年数等にかかわらず、支給される場合がありますので、ご相談ください。	総合福祉課 障がい福祉担当 (0175-22-1111) (内線 2592~2597)	○り災証明書 (コピー可)

(5)保育園等の利用者負担額について

項目	内 容	問い合わせ先	必要なもの
□ 保育園等の利用者負担額の減免	災害により、居住する家屋等に損害を受けたとき、利用者負担額を減免できる場合がありますので、ご相談ください。	こども家庭課 保育担当 (0175-22-1111) (内線 2522~2525) 川内庁舎市民生活課 (0175-42-2111) 大畠庁舎市民生活課 (0175-34-2111) 脇野沢庁舎総合課 (0175-44-2111)	○り災証明書 (コピー可)

(6)特別障害者手当等の支給制限の解除について

項目	内 容	問い合わせ先	必要なもの
□ 特別障害者手当、障害児福祉手当の支給制限の解除	特別障害者手当または障害児福祉手当の支給制限を受け、支給停止となっている方が、災害により被害を受けたときは、支給停止が解除され、手当が支給される場合がありますので、ご相談ください。	総合福祉課 障がい福祉担当 (0175-22-1111) (内線 2592~2597) 川内庁舎市民生活課 (0175-42-2111)	○り災証明書 (コピー可)

			大畠庁舎市民生活課 (0175-34-2111) 脇野沢庁舎総合課 (0175-44-2111)	
□	特別児童扶養手当の支給制限の解除	特別児童扶養手当の支給制限を受け、支給停止となっている方が、災害により被害を受けたときは、支給停止が解除され、手当が支給される場合がありますので、ご相談ください。	こども家庭課 子育て給付担当 (0175-22-1111) (内線 2516) 川内庁舎市民生活課 (0175-42-2111) 大畠庁舎市民生活課 (0175-34-2111) 脇野沢庁舎総合課 (0175-44-2111)	

(7)児童扶養手当等の支給制限の解除について

項目	内容	問い合わせ先	必要なもの
□ 児童扶養手当の支給制限の解除	児童扶養手当の支給制限を受け、支給停止となっている方が、住宅等を2分の1以上被災された場合、所得制限を一時的に解除し、全額支給される場合がありますので、ご相談ください。	こども家庭課 子育て給付担当 (0175-22-1111) (内線 2516) 川内庁舎市民生活課 (0175-42-2111) 大畠庁舎市民生活課 (0175-34-2111) 脇野沢庁舎総合課 (0175-44-2111)	○児童扶養手当被災状況書 ○り災証明書 (コピー可)
□ 母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金支払いの猶予	母子父子寡婦福祉資金の貸付を受けている方が、災害により支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合は、支払い猶予期間を設けることができますので、ご相談ください。	子育て支援課 こども家庭支援担当 (0175-22-1111) (内線 2528)	○り災証明書 (コピー可)

(8)水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金について

項目	内容	問い合わせ先	必要なもの
----	----	--------	-------

<input type="checkbox"/>	水道料金・下水道使用料の減免および支払いの猶予	災害により住居等に被害を受けた方は、水道料金および下水道使用料の減免や支払いの猶予を受けられる場合がありますので、ご相談ください。	むつ市水道お客様センター (0175-31-1132)	<input type="radio"/> り災證明書 (コピー可) <input type="radio"/> 申請書 ※その他、状況により必要となる書類がありますので、別途ご案内します。
<input type="checkbox"/>	下水道事業受益者負担金の徴収猶予	災害により被害等を受けたことにより、負担金の支払いについて不安な場合は、猶予期間を設けることができますので、ご相談ください。	むつ市上下水道局 下水道課 (0175-28-3233)	<input type="radio"/> り災證明書 (コピー可) <input type="radio"/> 下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書

8. 教育について

項目	内容	問い合わせ先	必要なもの
<input type="checkbox"/>	災害により教科書や学用品等を紛失した場合や使えなくなった場合、教科書や学用品等を支給します。 対象は次のとおりです。 ・小学校児童 ・中学校生徒 ※高等学校などの県立学校に在籍している児童・生徒については、在籍している学校へ直接ご相談ください。	むつ市教育委員会 学校教育課 (0175-22-1111) (内線 3138)	以下をお知らせください <input type="radio"/> 在籍する学校名 <input type="radio"/> 学年 <input type="radio"/> 児童生徒氏名

9. 国民健康保険資格確認書等の再交付について

災害で次の証書等を紛失した場合、再交付できますので、担当課へご相談ください。

項目	問い合わせ先	必要なもの	
<input type="checkbox"/>	国民健康保険資格確認書(兼高齢者受給者証) 資格情報のお知らせ 限度額認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証 特定疾病療養受療証	国保年金課 (0175-22-1111) (内線 2431～2435) 川内庁舎市民生活課 (0175-42-2111) 大畠庁舎市民生活課 (0175-34-2111)	<input type="radio"/> 本人確認のできる書類

		脇野沢庁舎総合課 (0175-44-2111)	
□	後期高齢者医療資格確認書 特定疾病療養受療証	国保年金課 (0175-22-1111) (内線 2441~2445) 川内庁舎市民生活課 (0175-42-2111) 大畠庁舎市民生活課 (0175-34-2111) 脇野沢庁舎総合課 (0175-44-2111)	○本人確認のできる 書類
□	子ども医療費受給資格証 ひとり親家庭等医療費受給資格証	こども家庭課 子育て給付担当 (0175-22-1111) (内線 2515) 川内庁舎市民生活課 (0175-42-2111) 大畠庁舎市民生活課 (0175-34-2111) 脇野沢庁舎総合課 (0175-44-2111)	○本人確認のできる 書類
□	母子健康手帳	子育て支援課 子育て支援担当 (0175-22-1111) (内線 3712~3719) (直通 22-2244) 川内庁舎市民生活課 (0175-42-2111) 大畠庁舎市民生活課 (0175-34-2111) 脇野沢庁舎総合課 (0175-44-2111)	○本人確認のできる 書類
□	介護保険被保険者証 介護保険負担割合証 介護保険負担限度額認定証	介護保険課介護保険 担当 (0175-22-1111)	○本人確認のできる 書類

	社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証	(内線 2562~2564) 川内庁舎市民生活課 (0175-42-2111) 大畠庁舎市民生活課 (0175-34-2111) 脇野沢庁舎総合課 (0175-44-2111)	
<input type="checkbox"/>	重度心身障害者医療費受給者証	総合福祉課	
<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳	障がい福祉担当 (0175-22-1111) (内線 2592~2597)	○写真 縦 4 cm × 横 3 cm
<input type="checkbox"/>	療育手帳	川内庁舎市民生活課 (0175-42-2111)	○写真 縦 4 cm × 横 3 cm
<input type="checkbox"/>	精神障害者保健福祉手帳	大畠庁舎市民生活課 (0175-34-2111)	○写真 縦 4 cm × 横 3 cm
<input type="checkbox"/>	障害福祉サービス受給者証	(0175-34-2111)	
<input type="checkbox"/>	自立支援医療(精神通院・更生医療・育成医療) 受給者証	脇野沢庁舎総合課 (0175-44-2111)	
<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード	市民課 (0175-22-1111) (内線 2414, 2415) 川内庁舎市民生活課 (0175-42-2111) 大畠庁舎市民生活課 (0175-34-2111) 脇野沢庁舎総合課 (0175-44-2111)	○り災証明書 (コピー可) ○本人確認のできる 書類 ※再交付申請書を発 行いたします。

10. 融資について

項目	内容	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	<p>【対象】 むつ市内に住所又は主な事業所を有する中小企業者 で納税状況の良好な企業</p> <p>【資金使途】 運転資金、設備資金</p> <p>【融資限度額】</p>	市内に支店を有する 金融機関(銀行、信用 金庫、信用組合)

		小口資金 2, 000万円 活性化資金 2, 000万円 ※むつ市においてはセーフティネット4号保証適用となります。	
□	青森県特別保証融資制度 経営安定化サポート資金「災害枠」	【対象】 県内で事業を営んでいる中小企業者で、「令和7年度青森県東方沖を震源とする地震による災害」により経営の安定に支障を生じている方 【資金使途】 運転資金、設備資金 【融資限度額】 3, 000万円 ※むつ市においてはセーフティネット4号保証適用となります。	県内に本店または支店を有する金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、商工中金)
□	日本政策金融公庫 災害復旧貸付	【対象】 災害により被害のあった中小企業・小規模事業者 【融資限度額】 国民生活事業 3, 000万円 中小企業事業 1億5, 000万円	日本政策金融公庫 青森支店 国民生活事業 (0570-003-521) 中小企業事業 (017-734-2511)
□	小規模企業共済 災害時貸付	【対象】 50万円以上の借入の限度額を有する共済契約者で、当該災害の影響により、原則として1月間の売上高が前年同月と比較して減少することが見込まれる等の要件に該当し、その旨の証明を商工会等から受けていること。 【借入限度額】 納付済掛金の合計額に掛け金納付月数に応じて7～9割を乗じて得た額	中小企業基盤整備機構 共済相談室 (050-5541-7171)

11. 相談窓口について

項目		問い合わせ先
□	健康相談・予防接種相談(電話相談可)	健康づくり推進課、感染症予防課 (0175-22-1111)※むつ市役所内 (内線：2571～2579、2581～2584)
□	こころの電話	青森県精神保健福祉センター(017-787-3957)
□	法的トラブル解決のための総合案内所	法テラスむつ法律事務所(050-3383-0067)
□	行政苦情 110番	青森行政監視行政相談センター (017-734-3354)
□	消費相談窓口	むつ市消費生活センター(0175-22-1353)

		青森県消費生活センター(017-722-3343)
□		むつ商工会議所(0175-22-2281)
□		日本政策金融公庫 青森支店 国民生活事業(0570-003-521) 中小企業事業(017-734-2511)
□	中小企業・小規模事業者向け 特別相談窓口 (融資や返済等に関する相談)	商工中金 青森支店(017-734-5411)
□		青森県信用保証協会(017-723-1354)
□		青森県中小企業団体中央会(017-777-2325)
□		青森県よろず支援拠点(017-721-3787)
□		中小機構東北本部 企業支援部企業支援課 (022-716-1751)
□		東北経済産業局 産業部中小企業課 (022-221-4922)
□	独立行政法人住宅金融支援機構の融資に関する相談	住宅金融支援機構お客様センター 災害者専用ダイヤル(0120-086-353)
□	住宅ローン等の返済の相談	ローン借入先の金融機関等
□	NHK の放送受信料の免除	NHK 青森放送局営業部(017-774-5116)
□	青森県司法書士会総合相談センター	青森県司法書士会(0120-940-230)
□	弁護士電話相談窓口	青森県弁護士会(017-777-7285) ※月曜日～金曜日の 9 時～17 時
□	独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)による①奨学金②減額返還・変換期限猶予③JASSO災害支援金に関する相談	独立行政法人日本学生支援機構(JASSO) 政策企画部広報課(03-6743-6011)